

中小企業における賃上げ促進税制の改正について

「賃上げ促進税制(旧：所得拡大促進税制)」は、**中小企業者等**が、前年度より**給与等**の支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

令和4年度税制改正により、税額控除の最大控除率が40%に上がりました。また、適用期限がR6年3.31開始事業年度まで延長されました。

そこで今回は、「賃上げ促進税制」と改正点について説明したいと思います。



⑤ 令和4年度税制改正での見直し

改正前と改正後の制度を比較すると、下記の表の通りとなります。

| | 改正前 | 改正後 |
|----------|---|---|
| 適用時期 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 までの期間内に開始する各事業年度 (個人事業主は令和3年、令和4年が対象) | 令和4年4月1日～令和6年3月31日 までの期間内に開始する各事業年度 (個人事業主は令和5年、令和6年が対象) |
| 適用要件 | 雇用者給与等支給額が前年度と比べて 1.5%以上増加していること | |
| 税額控除 | 雇用者給与等支給額の増加額の15%を法人税又は所得税額から控除 | |
| 税額控除の上乗せ | 雇用者給与等支給額が前期比2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たす | ①雇用者給与等支給額が前年度と比べて 2.5%以上増加 |
| | ①教育訓練費の額が前年度と比べて 10%以上増加していること | ② 教育訓練費 の額が前年度と比べて 10%以上増加していること |
| | ②中小企業等経営強化法に基づく 経営力計画向上が行われていること | 廃止 |
| 控除率 | ①、②両方達成で控除率+10% | ①で+15%、②で+10% |
| 控除上限 | 法人税額の20% | |

改正点は大きく3点です。

- ◆上乗せ要件を簡素化&控除率引き上げ(改正後は控除最大40%)
- ◆教育訓練増加要件に係る明細書の「添付義務」を「保存義務」へ変更
- ◆経営力向上要件は廃止

となっております。

㊦ 中小企業者等の条件：下記いずれかに該当すること

- ◆資本金や出資金が1億円以下の法人
- ◆資本等を有しない法人で常時雇用人数が1,000人以下の法人
- ◆常時雇用の従業員が1,000人以下の個人事業主
- ◆協同組合等

㊦ 雇用者給与等支給額について

雇用者給与等支給額とは、国内雇用者に対して支給する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する**給与等**の額で、適用年度において損金算入される金額をいいます。ただし、役員の特権関係者や使用人兼務役員に対して支給する給与や退職手当は除かれます。また、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。）がある場合には、その金額を控除する必要があります。

少し分かりづらいですが、簡単にまとめると下記のとおりとなります。

給与等に含まれるものの例 賃金、勤勉手当、残業手当など**給与所得とされるもの**。

給与等に含まれないものの例 退職手当など**給与所得とされないもの**。

※決算賞与については、**損金算入される事業年度の雇用者給与等支給額**に含まれます。

※役員報酬については役員が国内雇用者に含まれない為、本制度には**算入できません**。

㊦ 教育訓練費について

対象者 法人又は個人の国内雇用者

→役員(使用人兼務含む)、役員の特権関係者(親族等)、内定者、個人事業主等は含まれません。

教育訓練費の範囲

- ◆法人等が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金、外部施設利用料等)
- ◆他の者に対して当該国内雇用者に対して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費)
- ◆他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費)

※教育研修費に関しては明細書の添付は不要となり、保存のみで可となりましたが、費用算入の可否や保存する明細の記載事項等細かく定められていますのでご注意ください。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。